

全宅管理に加盟している 賃貸管理業者の強みとは

賃貸管理を取り巻く現状

賃貸経営は、既存の賃貸住宅などの資産を有効活用するストック重視型へと向かっています。これにより不動産資産の管理・運用に関する専門家の必要性がますます高まっています。

令和3年6月15日に「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が完全施行されました。賃貸管理業の責任が法的に確立されたことで、オーナー様の安心度は高まっていると言えるでしょう。しかし部分的な法的整備は進みましたが、まだ十分とはいえません。また、原状回復に係る紛争や家賃滞納への対応、空室率の増加等多くの問題が頻発しています。

加えて、入居者のライフスタイルの多様化や権利意識の高まり、消費者保護法の整備にも迅速・的確に対応しなければならず、業界として取り組むべき課題は山積していると言えます。

賃貸住宅のオーナー様にとっても、より良い賃貸管理業者と出会うことは、将来に渡る賃貸経営の成功を左右すると言えます。

それでは、賃貸管理業者を選ぶ基準とは、どこにあるのでしょうか。その選び方の一つの基準が、全宅管理の会員業者です。



全宅管理とは？

一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会(通称:全宅管理)は、2011年(平成23年)3月1日に設立、賃貸不動産管理業協会(賃管協)からの財産寄付及び事業譲渡を受け、2011年4月1日から一般社団法人として事業を行っています。

全宅管理では、「賃貸不動産管理業」を重要な業務であると捉え、管理の適正化、標準化を図り、健全な発達を目指します。

会員には、賃貸不動産管理業に関する各種研修や、業界最新情報の提供、業務支援ツールの提供、研究・提言活動等により業務をサポートします。

全宅管理会員賃貸管理業者の強みとは

不動産のご相談は
当社まで

全宅管理会員である管理業者の強み

全宅管理会員業者はすべて宅建業者

全宅管理は、宅地建物取引業者で構成されています。ですから、会員業者と媒介管理委託契約(入居者募集から退去等までの一連の業務の委託についての契約)を締結して頂ければ、宅地建物取引業にあたる「入居者の募集から賃貸契約(鍵の引渡)まで」(媒介業務)とそこから先の「家賃集金から退去業務まで」(管理業務)の一連の業務を円滑に進めることができます。全ての業務を一貫して依頼することができますので、オーナー様の手間も省けるはずですよ。

常に最新の情報を手に入れることができる

全宅管理では、会員の管理業者に対して、常に業界の新しい情報を提供しています。入居者の動向は? 新しい法律制度への対応は? 今時の空室対策は? など常に新しい情報を得ていることで、オーナー様へのアドバイスなどを行うことが可能になります。賃貸管理のプロの経験とノウハウに加えて、新しい情報を得ることでより高度なサービスを実現できるはずですよ。

●会員が購読できる情報誌



様々な会員サポート事業を行なっています

全宅管理会員には、賃貸不動産管理に係る様々なサポート事業等を提供します。これらのサポートは、オーナー様の賃貸経営のサポートにもメリットとなるものばかりです。例えば、全宅管理と提携しているサービスの中には、入居者募集を円滑にするサービスや、入居者審査をスムーズにするシステム、業務効率化をするためのシステムなどがあります。管理業者はこれらのサービスを使用することにより、オーナー様への空室対策の提案などを積極的に行えます。



全宅管理のHPでは会員向けに多くのサービスを提供している

信頼できるプロを見つけるために

全宅管理会員業者は、様々なセミナーや活動により、常に業務の改善と向上を心がけています。インターネットの動画セミナーも豊富に用意されており、たとえばオーナー様の相続対策をアドバイスするための研修動画や、入居者トラブルに対応するための弁護士からのアドバイス動画、さらに最新の空室対策のノウハウ動画などがあり、会員が常に勉強を重ねています。ぜひ信頼できるプロを見つけるために、全宅管理会員業者をお選びください。

「住まう」に、寄りそう。

For perfect estate management.



(一社)全国賃貸不動産管理業協会(通称:全宅管理)は、全宅連を母体として設立された賃貸管理業界最大の会員数を有する団体です。全宅管理では、賃貸管理業の適正化や標準化を図り、業界の健全な発達に寄与することを目的とした各種事業を行っています。

ホームページはこちらから検索

全宅管理 検索

<https://chinkan.jp/>